第三十一条第二項	附則第十三条において準用する前項
第三十二条の見出し	振替基金高齢者医療制度債券 振替基金病床転換助成事業債券

を

前項	附則第十三条において準用する前項
振替基金高齢者医療制度債券	振替基金病床転換助成事業債券
振替基金高齢者医療制度債券	振替基金病床転換助成事業債券
基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券

に改め、同表第三十三条の項中「第三十三条」を「第三十三条（見出しを含む。）及び第三十四条第一項ただし書」に改め、同表第三十四条第一項の項及び第三十四条第二項の項を削り、同表第三十五条第一項の項中「第三十五条の見出し並びに同条第一項及び第二項」に改め、同表第三十五条第二項の項を次のように改める。

第三十五条第二項 第一号及び第二号、第三十六条第一項並びに第三十七条の見出し	基金高齢者医療制度債券 基金病床転換助成事業債券

附則第十三条の表第三十六条第一項の項及び第三十六条第二項の項を削り、同表中

第三十七条	第三十七条

を

第三十七	第百四十七条第一項	附則第十一条第二項において準用する法第百四十七条第一項
	基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券
	第三十条第三項第一号	附則第十三条において準用する第三十条第三項第一号
第三十七第一号	第二号	附則第十三条において準用する第二号
第三十七第一号、第四号及び第二号	前項	附則第十三条において準用する前項
	基金高齢者医療制度債券申込証	基金病床転換助成事業債券申込証
	基金高齢者医療制度債券の	基金病床転換助成事業債券の

に改める。

条第一項	第百四十七条第一項	附則第十一条第二項において準用する法第百四十七条第一項
	基金高齢者医療制度債券の発行の	基金病床転換助成事業債券の発行の
	基金高齢者医療制度債券の募集の日	基金病床転換助成事業債券の募集の日
条第一項第三号及び	基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券
条第二項	基金高齢者医療制度債券申込証	基金病床転換助成事業債券申込証
条第二項及び第三号	基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券

附則第十四条の表第百七十条第一項の項中「第百七十条第一項」を「第百七十条第一項第一号」に改める。

附則第十四条の二を削る。

附則第十五条を削る。

附則第十四条の三の見出し及び同条第一項中「附則第十三条の七第一項第二号ロ」を「附則第十三条の四第一項第二号ロ」に改め、同条第二項中「附則第十三条の七第一項第二号ニ」を「附則第十三条の四第一項第二号ニ」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十六条（見出しを含む。）中「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第七条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項を削り、同条第二項の表以外の部分中「健康保険法」の下に「（大正十一年法律第七十号）」を加え、「附則第五条の六」を「附則第五条の二」に改め、同項の表第百五十三条第二項の項中「及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」を「）及び」に改め、「、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」を削り、「という。）」の下に「並びに」を加え、同表第百五十四条第二項の項中「及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」を「介護納付金」に改め、「、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び」を削り、「老人保健医療費拠出金」の下に「並びに介護納付金」を加え、同表附則第五条の六の項を次のように改める。

附則第五条の二	及び前条	及び前条の規定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条
	同条	前条
附則第四条の四の規定により読み替えて適用される		改正令附則第六条の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた